

下野市制施行 10 周年記念プレミアム 20 共通商品券 取扱店募集等要領

1 発行の目的

地元消費の喚起による地域経済の活性化を図ることを目的に、国の地域消費喚起のための交付金を活用し発行する前払式証票「下野市制施行 10 周年記念プレミアム 20 共通商品券」（以下「商品券」という。）の取扱店募集及び商品券取扱等について定めるものとする。

2 商品券の発行について

- (1) 名 称 「下野市制施行 10 周年記念プレミアム 20 共通商品券」
- (2) 発行者 下野市共通商品券発行业実業実行委員会（以下「実行委員会」という。）
- (3) 発行額 2 億 7,000 万円（プレミアム率 20%含む 総額 3 億 2,400 万円）
- (4) 発行部数 2 万 7,000 セット
- (5) 販売価格 1 セット 10,000 円（1,000 円券 12 枚 12,000 円分）
＜内訳＞一般店専用券 5 枚（5,000 円分）
大型店・一般店併用券 7 枚（7,000 円分）
- (6) 店舗区分 大型店：店舗面積が 1,000 m²を超える卸・小売店
一般店：売場面積が 1,000 m²以下の小売店とその他の業種
ただし、市内に同一企業の店舗が複数ある場合で、大型店と一般店に区分が分かれた場合には、同一企業店舗は全て大型店扱いとします。また、大型商業施設内にある売場面積が 1,000 m²以下のテナントは一般店扱いとします。
- (7) 販売日 平成 27 年 9 月 6 日（日）
- (8) 販売場所 ①国分寺地区→国分寺公民館
②南河内地区→南河内公民館
③石 橋地区→石橋商工会館
- (9) 利用期間 平成 27 年 9 月 6 日（日）～平成 28 年 2 月 29 日（月）
- (10) 販売上限 1 人 10 セットまで（上限 100,000 円）
- (11) 販売対象 小学生以上の下野市民

3 商品券取扱における留意事項等

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、実行委員会はその責を負いません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）

- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) タバコ(「たばこ事業法」によりタバコの値引きが禁止されているため。)
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
- (6) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 取扱店の参加資格

下野市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、下野市内の店舗、事業所等に関り商品券取扱店(以下「取扱店」という。)とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記「4 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう、以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、のぼり旗、ポスター及びステッカー等を、利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに下野市内の商工会(下野市・石橋)まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (6) 「大型店・一般店併用券」と「一般店専用券」があります。大型店では「一般店専用券」を受け取らないでください。

- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (8) 栃木県暴力団排除条例及び下野市暴力団排除条例を遵守してください。

7 取扱店申込について

- (1) 取扱店として参加を希望する事業者は、この要領に同意のうえ、「下野市制施行10周年記念プレミアム20共通商品券」取扱店参加申込書（別記様式1）に必要事項を記入の上、下野市内の商工会（下野市・石橋）まで直接お申込み下さい。
- (2) 取扱店参加申込書の提出先
 - ①下野市商工会 本所
〒329-0412 下野市柴897-10
TEL：0285-44-0202 FAX：0285-44-1558
 - ②下野市商工会 南河内支所
〒329-0431 下野市薬師寺1515
TEL：0285-48-0059 FAX：0285-48-0067
 - ③石橋商工会
〒329-0511 下野市石橋790-17
TEL：0285-53-0463 FAX：0285-52-0330
- (3) 取扱店申込期限
平成27年7月15日（水）まで
- (4) その他
 - ①個別の店舗ごとに申し込みください。下野市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに取扱参加申込書を作成してください。
 - ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申し込みください。
 - ③配布物として、のぼり旗、ポスター、ステッカー等を後日郵送等で配布します。

8 商品券の換金について

- (1) 換金方法
取扱店は、使用済商品券裏面の所定欄に取扱店名を記入し、換金請求書とともに下野市内の商工会（下野市・石橋）までご提出ください。
- (2) 換金に必要なもの
使用済商品券（裏面の所定欄に取扱店名が記入されているもの）
- (3) 換金期間
平成27年9月8日（火）から平成28年3月7日（月）まで
※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金手数料

下野市内の商工会（下野市・石橋）の会員の方は無料となります。会員以外の方は換金ごとに換金額の2%を事務費として徴収させていただきます。

(5) 換金支払い

換金は毎週月曜日に締め切り、同じ週の金曜日に指定の口座に振込入金することを基本とします。ただし、年末年始や祝祭日の関係で遅れる場合があります。

(6) 換金口座の指定

取扱店が換金できる口座は、足利銀行・栃木銀行・足利小山信用金庫に限ります。

(7) その他

大型店は「大型店・一般店併用券」のみ換金できます。

一般店は「一般店専用券」と「大型店・一般店併用券」の両方とも換金できます。

9 取扱店の取消等

この要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他

(1) この要領に記載されていない事項は、下野市共通商品券発行事業実行委員会へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」としチラシなどにより広報します。

<問い合わせ先> 下野市共通商品券発行事業実行委員会

① 下野市商工会 本所

〒329-0412 下野市柴897-10

TEL : 0285-44-0202 FAX : 0285-44-1558

② 下野市商工会 南河内支所

〒329-0431 下野市薬師寺1515

TEL : 0285-48-0059 FAX : 0285-48-0067

③ 石橋商工会

〒329-0511 下野市石橋790-17

TEL : 0285-53-0463 FAX : 0285-52-0330